

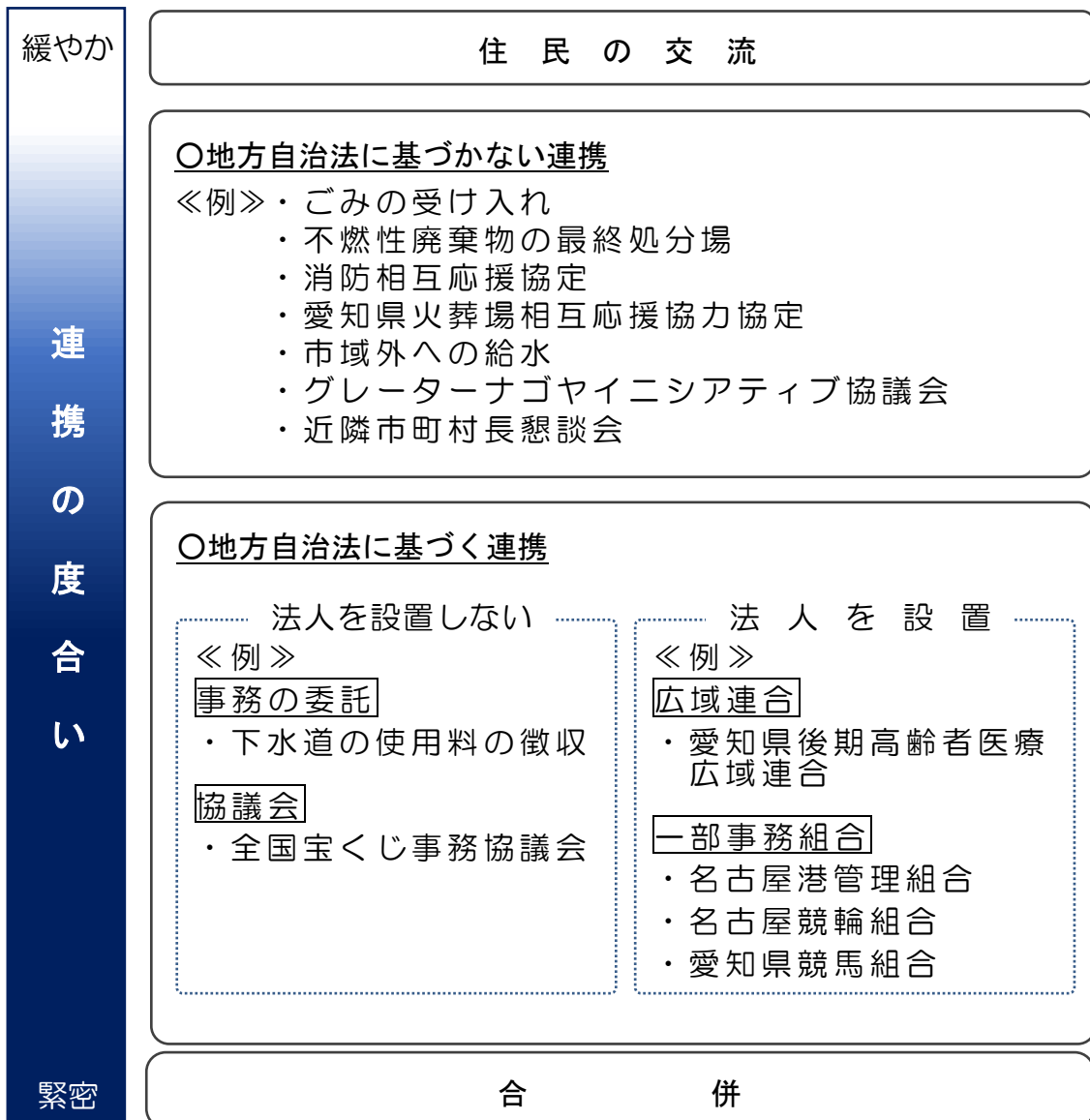
第3章

広域連携の現状と課題

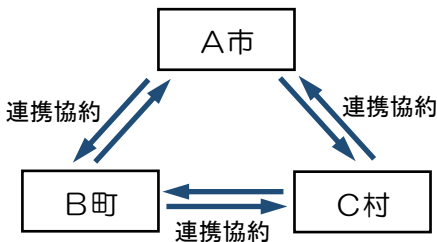
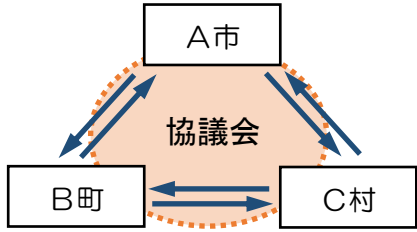
この章では、広域連携の現状と課題を確認するために、広域連携の枠組みや名古屋市と近隣市町村との行政協力関係の現状、国における議論の状況などについて掲載しています。

(1) 広域連携の枠組みについて

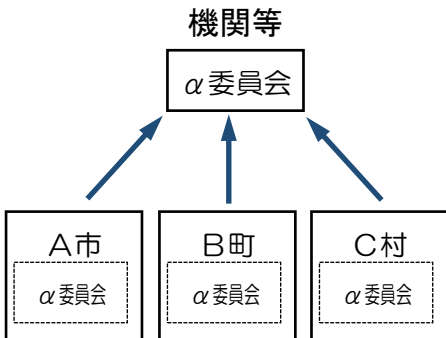
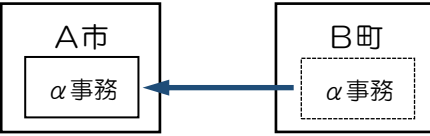
◆広域連携の枠組みに関する分類、イメージ図



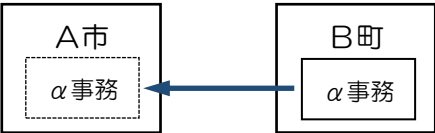
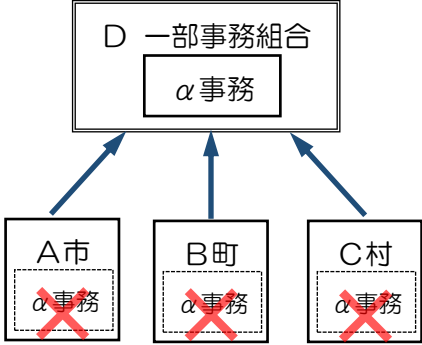
◆地方自治法に基づく連携の種類

共同処理制度	連携協約	協議会
根拠法令	法第 252 条の 2	法第 252 条の 2 の 2～第 252 条の 6
法人格	無し	無し
制度の概要	<p>普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度。</p> <p>連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。</p> <p>連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方針の提示を求め、提示を受けることができる。</p> <p>(イメージ)</p> 	<p>普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。</p> <p>協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の 3 種類がある。</p> <p>(イメージ)</p> 
財源		関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。
その他		法第 252 条の 6 の 2 に予告脱退についての規定がある。

出典：「共同処理制度の概要（H28.7.1 現在）」（総務省）を基に作成

共同処理制度	機関等の共同設置	事務の委託
根拠法令	法第252条の7～第252条の13	法第252条の14～第252条の16
法人格	無し	無し
制度の概要	<p>普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。</p> <p>共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。</p> <p>(イメージ)</p> 	<p>普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。</p> <p>普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。</p> <p>事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。</p> <p>(イメージ)</p>  <p>※住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。</p> <p>市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。</p>
財源	関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。	すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。
その他	法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。	

出典：「共同処理制度の概要（H28.7.1 現在）」（総務省）を基に作成

共同処理制度	事務の代替執行	一部事務組合
根拠法令	法第 252 条の 16 の 2～第 252 条の 16 の 4	法第 284 条～第 291 条
法人格	無し	あり（特別地方公共団体）
制度の概要	<p>普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。</p> <p>普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。</p> <p>普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。</p> <p>（イメージ）</p> 	<p>地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものによっては総務大臣、その他のものによっては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。（地方公営企業の手務を共同処理するものを「企業団」という。）</p> <p>一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。</p> <p>（イメージ）</p> <p>特別地方公共団体</p> 
財源	すべて事務を任せた普通地方公共団体が事務の代替執行をする普通地方公共団体に対する負担金として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。	①負担金、②手数料、③その他（地方債など）※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。
その他		地方自治法第 286 条の 2 に予告脱退についての規定がある。

出典：「共同処理制度の概要（H28.7.1 現在）」（総務省）を基に作成

共同処理制度	広域連合
根拠法令	法第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 291 の 13
法人格	あり（特別地方公共団体）
制度の概要	<p>地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。</p> <p>一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。</p> <p>広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。</p> <p>（イメージ）</p> <p style="text-align: center;">特別地方公共団体</p> <p>The diagram illustrates the structure of a Special Local Public Entity (特別地方公共団体). At the top is a box labeled 'E 広域連合' (E Regional Union) with the text '広域に渡り処理することが適当な事務' (Matters suitable for cross-regional processing). Inside this box are three boxes: 'β 事務' (Beta matters), 'α 事務' (Alpha matters), and 'γ 事務' (Gamma matters). Below 'β 事務' is a note '(αに関する事務)' (Matters related to α). Below the 'E 広域連合' box are four boxes representing constituent municipalities: 'D 県' (D Prefecture), 'A 市' (A City), 'B 町' (B Town), and 'C 村' (C Village). Each of these boxes contains a smaller box with 'β 事務', 'α 事務', 'α 事務', and 'α 事務' respectively, all of which are crossed out with a red 'X'. Blue arrows point from the constituent municipalities to the 'E 広域連合' box. To the right of the 'E 広域連合' box is a box labeled '国' (National Government) containing a box for 'γ 事務'. A blue arrow labeled '権限移譲の要請' (Request for transfer of authority) points from the 'E 広域連合' box to the '国' box. A return blue arrow labeled '権限移譲' (Transfer of authority) points from the '国' box back to the 'E 広域連合' box.</p>
財源	①負担金、②手数料、③その他（地方債など） ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。
その他	

出典：「共同処理制度の概要（H28.7.1 現在）」（総務省）を基に作成

(2) 名古屋市と近隣市町村との行政協力関係

ア 名古屋市の主な市域外施設

- 春日井浄水場、五条川工場など名古屋市の施設を市域外に設置している場合があります。
- 名古屋市は大治町など3市1町に水道水の給水を行っているほか、清須市や北名古屋市などから可燃ごみを受け入れており、また多数の市町村と消防相互応援協定を締結するなど、近隣市町村と様々な連携を進めています。



イ その他の主な連携事例

◆消防、防災分野

名 称	名古屋市近隣市町村防災担当課長会議
関係市町村	名古屋市、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、岩倉市、犬山市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市、弥富市
概 要	定期的に会議を開催し、広域にまたがる課題について協議を行い、大規模災害時における対応等、圏域全体の防災力強化に向け検討を行う。

名 称	愛知県内広域消防相互応援協定
関係市町村	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、蒲郡市、幸田町、江南市、小牧市、新城市、瀬戸市、田原市、知多市、津島市、東海市、常滑市、豊明市、豊川市、豊田市、豊橋市、長久手市、西尾市、海部東部消防組合、海部南部消防組合、衣浦東部広域連合、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合、西春日井広域事務組合、丹羽広域事務組合、尾三消防組合
概 要	管轄区域内において火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、又は災害が発生した際に被害の軽減を図るため、相互に応援を行う。

◆観光、産業分野

名 称	織田信長サミット
関係市町村	名古屋市、清須市、小牧市、山形県天童市、群馬県甘楽町、福井県越前町、岐阜県安八町、岐阜市、静岡県富士宮市、滋賀県近江八幡市
概 要	織田信長公との関係を大切にしている全国の市町が集い、交流を深め、歴史と文化を土台とした魅力ある豊かなまちづくりを進めるため、構成市町によるサミットを隔年で開催する。

名 称	名古屋観光プロモーション実行委員会
関係市町村	名古屋市、犬山市
概 要	全国の主要都市で実施される観光物産展やイベント等を活用した観光プロモーションを実施することにより、観光都市としての名古屋の知名度向上と名古屋市及び近隣の観光客誘致を図る。

◆環境、ごみ分野

名 称	愛岐処分場
関係市町村	名古屋市、多治見市
概 要	昭和 54 年に名古屋市・多治見市の間で締結した協定に基づき、昭和 57 年から愛岐処分場で多治見市の不燃性廃棄物の最終処分を実施している。

名 称	名古屋市隣接市町村不法投棄連絡会議
関係市町村	名古屋市、あま市、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町 北名古屋市、清須市、瀬戸市、東海市、東郷町、飛島村、豊明市、豊山町 長久手市、日進市、弥富市
概 要	廃棄物の不法投棄問題について、市町村間で意見、情報の交換を行うことにより、不法投棄防止対策の推進を図る。

◆医療、福祉、子ども分野

名 称	全国保健所長会
関係市町村	名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、愛知県（愛知県内）其他都道府県、 指定都市、中核市、政令市及び特別区の保健所を設置している都市
概 要	保健所の機能強化を図るため、保健所運営に関する事項、保健所相互の連絡に関する事項、公衆衛生の学術研究に関する事項、情報の収集及び会報等の発行等を行う。

名 称	母子家庭等就業支援センター事業
関係市町村	名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、愛知県
概 要	愛知県、中核市と合同で、県内に唯一の母子寡婦福祉連合会に事業を委託して北区に母子家庭等就業支援センターを設置し、母子家庭及び寡婦に対して、就業支援と各種相談を行う。

◆都市計画、まちづくり分野

名 称	全国民間空港関係市町村協議会
関係市町村	名古屋市、春日井市、小牧市、常滑市、豊山町（愛知県内）其他民間空港が所在するまたは関連のある 90 都市
概 要	航空の安全の確保と防災対策の充実、環境対策の推進、空港の高質化と機能の活用等について総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。

名 称	全国地区計画推進協議会
関係市町村	名古屋市、岡崎市、刈谷市、豊明市、豊田市、長久手市、日進市、愛知県（愛知県内）其他 157 団体
概 要	地区計画等の推進方策の研究、知識の普及、啓発等を行い、より魅力あるまちづくりに寄与する。

◆教育分野

名 称	全国史跡整備市町村協議会東海地区協議会
関係市町村	名古屋市、安城市、稲沢市、犬山市、幸田町、小牧市、瀬戸市、田原市、 豊川市、長久手市、西尾市、（愛知県内）其他岐阜県、三重県、静岡県、 山梨県内の 39 市町
概 要	文化財の保存と活用に資するため研修や会議等を実施し、史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図る。

名 称	あいち山車まつり日本一協議会
関係市町村	名古屋市、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、蟹江町、蒲郡市、刈谷市、清須市、小牧市、設楽町、新城市、武豊町、田原市、知多市、知立市、津島市、東栄町、東海市、常滑市、豊川市、豊田市、豊橋市、長久手市、半田市、碧南市、南知多町、みよし市、弥富市、愛知県
概 要	年 1 回総会を開催するほか、シンポジウムの開催、資料集の作成等、山車行事の啓発、情報発信を行う。

◆水道事業分野

名 称	名古屋市水道の市外への給水
関係市町村	あま市、大治町、北名古屋市、清須市
概 要	周辺市町（全域または一部区域）を本市給水区域に編入し給水する。

名 称	下水道使用料徴収事務の受託
関係市町村	あま市、大治町、北名古屋市、清須市
概 要	流域下水道の整備が進む周辺市町の業務の増加への支援をするべく、本市給水区域の下水道使用料徴収事務を受託する。

◆公共交通分野

名 称	市バスの市域外路線の運行
関係市町村	名古屋市、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、清須市、豊明市、豊山町、長久手市、日進市
概 要	公共交通の利便性の向上を図るべく、市バスの市域外路線の運行を行う。

名 称	飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
関係市町村	名古屋市、蟹江町、飛島村、弥富市、愛知県
概 要	地域公共交通網形成計画等の策定及び計画実施に関する事項の協議を行う。

◆その他

名 称	名古屋市近隣市町村長懇談会
関係市町村	名古屋市、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、岩倉市、犬山市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市、弥富市
概 要	年 1 回、各首長が参加し、懇談会を開催。有識者を招いて広域連携に関する講演を聞いたり、各自治体の広域連携に関する取組みを共有する。

(3) 広域連携に関する議論の状況

- 市町村間の広域連携については、第31次地方制度調査会においても議論が行われており、平成28年3月16日に答申が行われた「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」においては、地方行政体制のあり方に関する基本的な考え方として次のとおり、広域連携を推進すべきであることが述べられています。

(1) 広域連携等による行政サービスの提供

人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

このため、平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用して地方公共団体間の広域連携を推進していくべきである。

広域連携は、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべきであり、その推進に当たっては、市町村間の連携を基本としつつ、中山間地や離島等の条件不利地域のように、市町村間の連携による課題解決が困難な地域においては、広域自治体としての都道府県が補完を行うことが考えられる。

- そのうえで、行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制として、広域連携等による行政サービスの提供があげられており、特に三大都市圏においては、次のとおり、急激な高齢化の進行や対する危機意識が十分ではないと指摘されています。

(2) 三大都市圏

① 基本的な認識

三大都市圏は、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次な都市圏域である必要がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増することが予想される。

加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想される。

特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。

以上のように、人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面する。

しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある。

現在、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みが存在するが、これらの枠組みも活用しながら、三大都市圏の地方公共団体が共同して、三大都市圏における人口減少社会への対応を検討すべきである。

- 市町村間の広域連携については、「広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとはいえない」と指摘されており、「公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。」と提言されています。

② 市町村間の広域連携

人口減少社会に的確に対応するためには、三大都市圏の中で協力体制を構築しつつ、市町村間の広域連携を適切に行うことが求められる。

三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。**三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。**

三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。

広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとは言いがたい。

公共施設等総合管理計画の策定や市町村の境界における福祉サービスのあり方等の議論をきっかけに、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携を進めることが有用である。

人口減少がもたらす影響は三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面することから、三大都市圏の都道府県は、市町村対し的確に助言や支援等を行い、広域自治体として、市町村間の広域連携を積極的に推進すべきである。